

1,4-ジオキサンに関する暫定排水基準について

1,4-ジオキサンに関する排水基準については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 15 号。以下「改正排水省令」という。）で規定され、平成 24 年 5 月 25 日に施行された。この際、一般排水基準（0.5mg/L）に対応することが著しく困難と認められる業種その他の区分に属する特定事業場に対しては、経過措置として、改正排水省令の施行の日から 3 年間（平成 27 年 5 月 24 日まで）に限って適用する暫定的な排水基準が設定された（下記参照）。

この度、適用終了期限まで 1 年を切ったことから、暫定排水基準の継続の必要性並びに継続が必要な場合は適用業種及び許容限度の見直しについて、まず排水規制等専門委員会において御議論いただき、パブリックコメント手続きを経た上で、専門委員会報告をもとに水環境部会において改めて御議論いただきたいと考えている。（それを踏まえて省令改正を行う予定。）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 15 号）（抜粋）

本文（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

（経過措置）

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から三年間（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する特定事業場にあつては、二年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 略

3 略

第三条 略

附則別表

有害物質の種類	業 種	許容限度
一・四―ジオキサン（単位 一リットルにつきミリグラム）	感光性樹脂製造業	二〇〇
	エチレンオキサイド製造業	一〇
	エチレングリコール製造業	一〇
	ポリエチレンテレフタレート製造業	二
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	二五

備考

1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。

$$(\sum C_i \cdot Q_i) \div Q$$

(この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の「一・四」ジオキサンによる汚染状態の通常値
(単位 一リットルにつきミリグラム)

Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)